

中国政府の国際的な問題にかかわる意見書

フィリピン・ベトナムが領有権を有する南シナ海の南沙諸島及び西沙諸島では、中国が環礁を埋め立て人工島の造成を行い、自国の行政区を設置して軍事訓練を実施するなど実効支配を強めている。

このことに対して、フィリピン政府が国連海洋法条約に基づき、オランダ・ハーグの仲裁裁判所に提訴を行い、2016年7月12日に南シナ海において、中国が主張する主権や管轄権、歴史的権利に関して根拠がないと指摘されているにもかかわらず、中国は判決を受け入れないとしている。

また、我が国においても中国海警局の公船が尖閣諸島周辺海域に、4月14日から連続で100日を超え侵入し活動を活発化している。

尖閣諸島は国際法上でも歴史的にも日本の領土であり、中国海警局の行為は断じて許されるべきものではない。南シナ海の問題と同様にならぬよう、日本政府には毅然とした態度で中国の力による支配を排除し、日本の主権を断固守り抜くことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和2年9月25日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
国土交通大臣
様